規制対象に石綿含有セメント管など追加

環境省検討会

改正大防法施行へ技術検討報告書

事前調査報告は床面積80平方メートル以上など

改正大気汚染防止法の施行に向け、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止の技術的事項を検討している環境省の有識者検討会は先月30日、その報告書をまとめた。それによると、規制対象となる建材に、石綿含有の成形板やそれ以外のセメント管などのほか、石綿含有仕上塗材を追加するとしている。また、石綿含有の事前調査結果の報告は、作業対象の床面積の合計が80平方㍍以上の解体工事などを対象にするとしている。さらに、事前調査で活用を義務付ける「一定の知見を有する者」を、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者および日本アスベスト調査診断協会の登録者としている。環境省では今後、同法の施行令および施行規則を今秋に改正する方針。

報告書によると、大防法の規制対象に追加する石綿含有建材について、成形板以外のものでは、例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品など、板状ではない石綿含有建材が含まれる旨を施行通知等で明確化する。石綿含有仕上塗材については、従来通り「吹付け石綿」に該当する旨を施行通知等で明確化する吹付けパーライトおよび吹付けバーミキュライト以外のものを対象とするほか、仕上塗材の下地調整材等に石綿が含有している場合もある旨をマニュアル等で明確化する。これら石綿含有成形板等および石綿含有仕上塗材については、作業実施届出の対象外とする。

また、特定粉じん排出等の作業基準として、石綿含有成形板等では、①切断、破砕等をすることなくそのまま建築物等から取り外すこと②①の方法での除去が技術上著しく困難または一部除去など改修作業の性質上適しない場合は、建材を薬液等により湿潤化すること③石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種は、①の方法での除去が技術上著しく困難または一部除去など改修作業の性質上適しない場合、除去部分の周辺を事前に養生すること――を追加する。一方、石綿含有仕上塗では、①除去する建材を薬液等により湿潤化すること②電気グラインダーその他の電動工具を用いて建材を除去する場合、除去部分の周辺を事前に養生すること――を追加する。石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗のいずれの場合も、養生については作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは要しない。また、建材の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行い、また養生を行った時は養生を解く前に清掃を行う。

事前調査の方法については、設計図書等の書面による調査および特定建築材料の有無の目視による調査を行う。ただし、解体等工事が06年9月1日以後に設置工事に着手した建築物等の解体・改修工事に該当することが設計図書等の書面により明らかであって、その建築物等以外の解体・改修作業を伴わないものである場合は、目視による調査を不要とする。

また、事前調査の方法として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者、または義務付けの適用前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者に調査を行わせることを義務付ける。前者の講習修了者のうち、一戸建て等石綿含有建材調査者は対象を一戸建て住宅等に限る。ただし、解体等工事の自主施工者である個人は、建築物の改修作業であって、排出または飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合、自ら調査を行うことができる。

事前調査結果の報告は、①作業対象となる床面積の合計が80平方㍍以上の建築物解体工事②請負代金が計100万円以上の建築物改修工事③請負代金が計100万円以上の工作物解体・改修工事――が対象。工事を同一者が2つ以上の契約に分割して請け負う場合は一つの契約で請け負ったものとみなす。また、報告は電子システムを通じて行うものとするが、同システムの使用が困難な場合は書面で行うことができる。

創設された直接罰の対象となる措置等は、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置の使用や、特定建築材料の囲い込みまたは封じ込めなど。また、飛散の恐れのある囲い込み・封じ込めの作業時の飛散防止措置を作業基準に追加する。

意思決定に役立つ開示促進を

改訂ガイダンスとメッセージ公表

TCFDコンソーシアム

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に対応するため、企業や金融機関の取り組み等について議論しているTCFDコンソーシアム（会長＝伊藤邦雄・一橋大学大学院特任教授）は先月31日、解説書の「TCFDガイダンス（第2版）」と、「より decision-useful な（意思決定に役立つ）TCFD開示の促進に向けて」と題するメッセージを公表した。メッセージでは、各企業の置かれた状況に応じた自主性・柔軟性を維持しつつ、企業から積極的に開示がなされるような開示の枠組みが各国において確保されるよう、国内や世界の政策担当者およびステークホルダーに呼びかけている。関連して、経産省は10月9日に「TCFDサミット2020」をオンラインで開催し、その中で、今回のガイダンスとメッセージについても議論を行う予定。

ガイダンスについては、その改訂作業を経済産業省から引き継ぎまとめたもの。主な改訂点として、近年のTCFDに関する国内外の知見やデータを踏まえて解説を拡充。また、業種別ガイダンスに食品、銀行、生命保険、損害保険の4業種を追加したほか、事例集で日本企業を中心に開示事例を拡充している。

一方、メッセージでは、開示のあり方について国際的にさまざまな議論が行われている中、事業会社・投資家の双方が参画する同コンソーシアムの会員からは、開示内容の詳細な標準化等による開示のチェックボックス化・形骸化により、意思決定に役立つ開示とならなくなることを懸念する声もあると指摘。そのため、開示に当たっては、同ガイダンスのような取り組みを参照しつつ、企業の創意工夫を生かした柔軟な開示の確保が望ましいとしている。また、シナリオ分析のような不確実性を含む将来情報については、どのような媒体・形式で開示するかについて課題があるが、企業が萎縮せず積極的に開示できるような枠組みの下で、開示を促していくことも重要だと強調している。

コロナ克服へ国家戦略策定を

SDGs軸に経済再生計画

政府円卓会議メンバーが提言

政府の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議の構成員は先月30日、SDGs推進本部（本部長・安倍晋三首相）に対し、「SDGsでコロナ危機を克服し持続可能な社会をつくるための提言」を提出した。それによると、コロナ禍により、現在の日本の社会・経済システムが持続可能なものではないことが明るみになったと指摘。コロナ禍の克服と、気候変動を含む新たな災害リスクの軽減のためには、よりよい復興の実現が最も重要であり、SDGsはその羅針盤であることを政府は再認識し、SDGsを軸に経済再生計画を構成する必要があるとしている。その上で、「ウィズコロナ社会」においてレジリエンスを強化し、SDGsの達成された持続可能な「アフターコロナ社会」を目指すコロナ克服のための国家戦略を策定すべきだとしている。

提言ではまた、今後の新しい社会・経済モデルの柱となるのは、デジタル技術を活用した成長戦略の強化、脱炭素社会に向けたエネルギー・環境対策の推進、働き方改革と人材育成、地域経済の活性化であると指摘。脱炭素化の取り組みはコストではなく、社会的・経済的な価値を生み出すとし、パリ協定への取組強化や気候変動に関する新規技術の導入、生物多様性への取り組みなど、SDGsのゴール達成を目指す必要があると強調している。

同円卓会議の構成員は、経団連企業行動・SDGs委員長の三宮雅也・損害保険ジャパン取締役会長や生命積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の宮園雅敬理事長、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの有馬利男代表理事ら計14名からなる。

緊急事態宣言後初の大規模展示会を開催

インテックス大阪

水中ドローンの展示ブース

新型コロナウイルス感染拡大の影響で全国的に各種展示会やイベントの延期や中止が相次ぐ中、インテックス大阪では7月29日から3日間、気象・気候対策や防災・減災、プラントメンテナンス、ドローンなど4つの展示会が全館を使って合同開催された。

大阪観光局では、これまでビジネスの機会やイノベーションの創出、研究促進、地域活性化など、経済発展の牽引役として大きな役割を果たしてきMICE（会議・研修、学会、展示会・イベントなど）が新型コロナウイルスの感染拡大により中止・延期になることで、それによって生み出されていた各種のビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼしているとして、「感染症拡大のリスクを抑え、MICEを開催するための主催者向けガイドライン」を策定。大阪府・大阪市の合意のもと、政府方針、事業者の意見、他業界や海外での先行事例等を参考に、感染症専門家の監修を経て開催に当たっての感染症拡大予防策や管理運営についての推奨事項等をまとめており、今回の展示会もそれに遵守して実施された。

来場者に対しては原則ウェブ事前登録とし、来場日・時間帯ごとに制限を設定。出入り口での人数カウント、入場口での全員検温、マスク着用、共用スペース各所に消毒液を設置したほか大阪府のコロナ追跡システムも導入した。展示会場内通路幅は通常2～3㍍以上を目安にレイアウト変更、各ブースでも説明スタッフの数を減らすなどして密を避けた。

大阪観光局の溝畑宏理事長は開会あいさつで「まさに新しいMICEの歴史の扉を開いた。BtoBの多くの商談を大阪から届けていく」と語り、コロナの感染対策を取りながらMICEを推進していく考えを示した。

主催は日本能率協会で、出展者は合わせておよそ420社、3日間の合計で約1万人が来場した。

総会フラッシュ

環境ロボティクス協会

新理事長に板羽昌之氏

板羽新理事長

環境ロボティクス協会（ERA）は先月22日、理事会・社員総会を福島県南相馬市で開催し、新理事長にeロボティクス代表取締役社長の板羽昌之氏が就任した。また、20年度の事業方針では、非営利団体の強みを生かし、ロボット・AI技術を用いた陸・海・空における社会課題の解決策を、実証試験段階から一気に実用化・社会実装段階へシフトさせることを重点目標に据えた。

30年再エネ比率40％を

電源構成見直しで提言

経済同友会

経済同友会（代表幹事＝櫻田謙悟・SOMPOホールディングスグループCEO取締役代表執行役社長）は先月29日、「2080年再生可能エネルギーの電源構成比率を40％へ」と題する提言をまとめた。それによると、18年度の電源構成における再エネ比率は17％であるが、30年における「13年度比26％」の温室効果ガス削減目標の国際公約を達成するには、電源構成の目標自体を変更し、再エネの比率を大幅に高めていくことが必要と指摘。国内の30年の電源構成で、太陽光発電・風力発電の比率を30％、水力・バイオマス・地熱等を10％まで高めることで、40％の再エネ比率を目指すべきだとしている。

提言では、原子力について現行目標は20～22％であるが、原発の再稼働に対する社会的な受容が高まらず、大規模な再開が難しい現況下では、比率を低く見積もらざるを得ないとし、今回の試算では30年の比率を15％としている。

人事異動

環境省

【7月31日付】

▽辞職（大臣官房付・東北大学大学院法学研究科教授）深見正仁▽同・環境再生保全機構理事（大臣官房付）川上毅▽同（東北地方環境事務所長）小沢晴司▽同（近畿地方環境事務所長）河本晃利▽大臣官房総務課広報室長（大臣官房付）近藤亮太▽環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長、充・環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室長（大臣官房総務課広報室長）平尾禎秀▽出向・経済産業省四国経済産業局総務企画部長（環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長）冨安健一郎▽辞職・国立環境研究所社会環境システム研究センター気候変動適応センター長（地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室長）吉川圭子

【1日付】

▽東北地方環境事務所長（大臣官房付）中山隆治▽近畿地方環境事務所長（中国四国地方環境事務所保全統括官）櫻井洋一▽辞職・東北大学大学院法学研究科教授（環境再生保全機構理事）廣木雅史▽大臣官房総合政策課環境研究技術室長（生物多様性センター長）曽宮和夫▽同環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長（厚生労働省大臣官房付）吉住奈緒子▽大臣官房付（大臣官房総合政策課環境研究技術室長）関根達郎▽同（環境再生・資源循環局企画官）大倉紀彰▽地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室長（大臣官房環境計画課計画官）中島恵理▽水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長（国立環境研究所社会環境システム研究センター気候変動適応センター長）行木美弥▽環境再生・資源循環局企画官、併任・環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付除染業務室長（水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長）中野哲哉▽出向・厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長（大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長）長谷川学▽同・原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法令審査室長（自然環境局総務課課長補佐）吉野亜文▽官民交流・学研ホールディングスCSR推進室シニアマネージャー（経済産業省四国経済産業局総務企画部長）永見靖

シャオリュウの中国環境ウオッチ ▶81◀

地球環境戦略研究機関（IGES）北京事務所所長
小柳　秀明

「遠きにありて思うこと」

1月20日に取るものも取り敢えず日本に戻って以来、ずっと国内に留まっている。この20年余りの中で、中国大陸から半年以上も離れているのは今回が初めてだ。先月から対象者を限った往来を少しずつ認める政府間交渉が始まったと報道されているが、秋には何とか実現してもらいたいものだ。しかし、中国到着後に2週間の隔離、日本帰国後も同様に2週間の隔離を強制する今の制度のままでは、やはり渡航は躊躇してしまう。

中国の報道記事や政府機関のウェブサイトもこれまで通り目を通しているし、中国中央地方政府関係者とのウェブ会議なども頻繁に行っているが、現地にいるのといないのとでは、やはり入ってくる情報の量と質が異なる。現地にいれば些細な会話や出来事から重要な動きに気付かされることもある。現地で会議をする時に、出てくるべき人が出て来ない、ドタキャンされることが時々あるが、その理由を知れば何が課題になっているのか、肌で感じることができる。例えば緊急査察への対応とか、今なら差し詰め感染症の再流行や洪水への対応指揮などだろう。

今年は日本でも西日本・九州地方を中心に繰り返し豪雨に見舞われているが、中国でも長江流域以南の豪雨と洪水が厳しさを増している。目下の被災者は5千万人以上で大洪水があった1998年を超えるとも言われている。98年の洪水時には私はJICA専門家として北京に長期赴任していたが、河川の堤防決壊を巡視していた国家安全局職員（スパイ行為等を取り締まる部門、日本の公安調査庁に近い）が、JICA専門家が設置した百葉箱を見つけ、専門家をスパイ容疑（注：気象情報は国家機密）で拘束したことをよく覚えている（連載第11回で紹介）。当時、長江の三峡ダムはまだ建設中で（私も98年1月に視察）、下流の九江市等で大洪水があった際にダムの必要性が強調されたが、今年の洪水ではダムは役に立っていないとする不要論も目立っている。真実は何処に存在するか分からないが、洪水は温暖化による極端な気候の頻発や激化とも無縁ではない。

ところで、日本では先月、この温暖化の原因の一つとして目の敵にされている石炭火力発電所の休廃止が大きな話題になった。経済産業省は30年度までに非効率な石炭火力100基程度を休廃止するという方針を打ち出し、また、7月9日に官邸主導で開催された経協インフラ戦略会議では、石炭火力発電所の途上国等へのセールス（輸出）に当たっても厳しい公的支援条件を付けた。昨年のCOP25で厳しく批判されたことも背景にあるのだろうが、日本国内では厳格にコントロールしてもよい半面、国際市場への進出に当たって日本企業に厳しい注文を付け過ぎると中国を利するだけになる。中国企業も国内市場が飽和になりつつある状況で、途上国等に食指を伸ばしているところ、発電性能において一日の長を有する日本の技術の進出に歯止めがかかればしめたものだ。汚染物質の超低濃度排出技術の実績も売りにし、セットで市場を席巻できる。「一帯一路」で政府の支援もある。

建設中の三峡ダム（2003年、筆者撮影）

中国では、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、今年第1四半期のGDP成長率が前年同期比マイナス6・8％だったが、第2四半期（4～6月）は早くもプラス3・2％に回復した。回復に転じることができた重要な要因の一つとして、徹底した感染症対策があったことを忘れてはならない。感染症流行初期の対応に批判はあったが、その後の徹底した封鎖式管理（都市やコミュニティのロックダウン）の実施と北京等での第2波への迅速な対応は、公平に見て見習うべきところもある。武漢でも北京でも短期間に1千万人近くのPCR検査を無料で実施したことは、少しだけ市民に安全感と安心感を与えた。こういうことは素直に認めてもよいのではないかと思うが、どうであろうか。

環境新聞『電子版』配信中！

２カ月間 無料で試読できます

いつでもどこでも手軽に！
お手持ちの端末で環境新聞をご覧になれます。
まずはお試しください。

３つのメリット

その１ 発行日の朝に最新ニュースをチェックできます！
発行日の午前５時に電子版紙面が配信されます。
パソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットで
最新のニュースを読むことができます。

その２ バックナンバーも閲覧できます！
読み逃した記事も、カレンダーの日付けをクリックするだけで
閲覧できます（2002年1月1日付から）。

その３ キーワード検索も可能です！
キーワードや年月日で気になる記事や関連記事を検索できます。

購読料
◎電子版　年間　2万4,000円（消費税別）
◎紙面版　年間　2万4,000円（消費税別）
◎紙面版＋電子版　セットがお得です！
年間　2万8,800円（消費税別）
◎電子版プラス（紙面版をすでに購読されている方）
年間　4,800円（消費税別）

お支払・ご請求に関しての詳細は下記Webサイトのご利用規約をご覧ください。

詳細・お申込みはこちらから
ホームページ www.kankyo-news.co.jp/　環境新聞　検索
0120-1972-65